
空き家流通促進のための
情報活用マニュアル

北海道 湧別町

企画財政課

令和4年6月

目次	
第1 目的	1
第2 用語の定義	1
第3 関係法の整理	2
1 情報提供に関する関係法の整理	2
2 地方税法との関係整理	2
3 個人情報保護条例との関係整理	3
4 地方公務員法との関係整理	3
第4 空き家及び所有者情報の外部提供	4
1 情報提供の流れ	4
2 民間事業者との協定	4
(1) 連携事業者の選定	4
(2) 連携事業者との協定	4
3 空き家の調査・特定、所有者等の特定	5
(1) 調査の流れ	5
(2) 同意取得候補の把握	5
4 所有者等への同意取り付け	7
(1) 同意取得の相手	7
(2) 同意取得に当たっての情報開示	8
(3) 同意取得の方法	8
5 協定締結事業者への情報提供	9
(1) 情報の提供方法	9
(2) 情報の形式	9
(3) 情報提供の手法	9
6 情報の相互共有	9
(1) 情報共有の目的	9
(2) 事業者からの情報提供	10
(3) 町からの情報提供	10
(4) 情報共有の方法	10
(5) 住まいの情報バンクの登録	10
資料	11
参考ひな形1 空き家流通促進のための空き家情報提供に関する協定書	11
参考ひな形2 空き家情報の外部提供に関する同意書	16

第1 目的

国では、空き家対策について、除却のみならず流通を中心とした利活用の促進が必要とし、市町村の空き家部局が収集・保有する空き家所有者情報を外部に提供することにより、市町村と民間事業者等の連携による空き家の流通、利活用の促進を図ることを目的に、「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（試案）」を平成 29 年 3 月に策定、公表し、翌平成 30 年 6 月には空き家所有者情報のさらなる活用を推進するためガイドラインを拡充しました。

このガイドラインの公表によって、空き家所有者情報の外部提供を行うにあたっての関係法令の整理や留意点が示され、空き家情報を活用し、地域に応じた取り組みを実行する上での一助となりました。

湧別町では、国の考え方と同じ方向を見て、空き家対策の一つとして、民間事業者との連携による空き家の流通と利活用を促進するため、町が保有する空き家情報を外部に提供する仕組みを構築し、取り組みを実施する上で必要となる手法や手順などを示すため本マニュアルを策定しました。

○参考 国土交通省HP

「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（試案）」の策定・公表について

URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000117.html

「官民連携による「空き家所有者情報」のさらなる活用を促進」

URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000127.html

第2 用語の定義

ア 特措法

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）をいいます。

イ ガイドライン

空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（試案）（平成 29 年 3 月国土交通省住宅局公表）及び空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（平成 30 年 6 月国土交通省住宅局公表）をいいます。

ウ 個人情報保護条例

湧別町個人情報保護条例（平成 21 年条例第 15 号）をいいます。

エ 空き家

人が居住していない状態が常態化した建築物をいいます。

オ 所有者等

空き家の公簿上の所有者並びに所有者が意思を示せない場合は成年後見人、所有者が死亡している場合は法定相続人の代表者及び現に空き家を管理している者をいいます。

カ 仲介

不動産取引で、売主と買主の間に立ち両者の取引を仲立ちすることをいいます。

第3 関係法の整理

1 情報提供に関する関係法の整理

空き家の所有者情報については、特措法第10条により、この法律の施行のために必要な限度において内部で利用することができるようになり、この情報を基に所有者等に接触することが可能となりました。

ここでは、ガイドラインで示された情報提供の際に留意する必要がある関係法令との関係について改めて明記します。

2 地方税法との関係整理

地方税法（昭和25年法律第226号）第22条は、「地方税に関する調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者」がこれらの事務に関して知り得た秘密を漏らした場合等を処罰の対象とするものですが、空き家業務の従事職員は、「地方税に関する調査等に関する事務に従事している者又は従事していた者」には当たりません。このため、空き家業務の従事職員が、特措法第10条に基づき税務担当課から得た情報を外部に提供したとしても、地方税法第22条の処罰の対象には該当しません。

なお、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成27年2月26日各都道府県・政令市空家等施策担当部長宛て国土交通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知）において、「空家等担当部局が納税義務者本人又は必要な場合における納税管理人以外に固定資産税関係所有者情報を漏らす行為は、法の施行のために必要な限度においての利用と解されない」との記載がありますが、これは、所有者本人の同意を得ない場合を前提としたものであり、所有者本人の同意を得れば外部提供は可能となります。

3 個人情報保護条例との関係整理

所有者等の情報収集に利用する固定資産税情報をはじめとする多くの情報は、外部提供を目的として収集し保有しているものではありません。このため、所有者等の情報を外部に提供することは、個人情報保護条例における個人情報の目的外利用に当たります。

個人情報保護条例第 10 条では、個人情報の目的外利用や提供を制限する一方、制限の例外として「本人の同意があるとき」と規定されており、あらかじめ所有者等の同意を取得して、その同意の範囲内で外部提供する限りは、個人情報保護条例に抵触することはないと考えられます。

なお、個人情報を外部に提供するということの重要性を鑑み、情報の提供先や提供する情報の内容を明示した上で、外部提供について所有者等の同意を取得する必要があります。

また、個人情報保護条例第 8 条に規定する登録簿に登録された情報以外を空き家の流通や利活用を推進する上で、新たに取得した場合などは、同条の規定により遅滞なく登録内容を変更する必要があることに留意してください。

4 地方公務員法との関係整理

地方公務員法（昭和 258 年法律第 261 号）第 34 条第 1 項には、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとの規定があります。ここで定める「秘密」とは、行政実例によると、「一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」であるとされています（昭 30・2・18 自丁公発 23 号、大船渡市議会事務局長宛公務員課長回答「地方公務員法並びに地方税法の疑義について」）。

この点については、あらかじめ所有者等の同意を取得して、その同意の範囲内で外部提供をする場合、所有者等の権利利益を不当に損なうおそれがあるとは認められないため、上記「一定の利益の侵害に一定の利益の侵害になると客観的に考えられる客観的に考えられる」とはいえないと考えられます。

このため、同意の範囲内で外部提供する情報は「秘密」に当たらず、地方公務員法第 34 条第 1 項の「秘密を漏らす」行為には当たらないため地方公務員法第 34 条第 1 項に抵触することはないと考えられます。

第4 空き家及び所有者情報の外部提供

1 情報提供の流れ

空き家情報の提供に係る業務の流れは、大まかに次のとおりになります。

- ①空き家の調査・特定、所有者情報の収集、所有者等の特定
- ②所有者等に対し外部提供の意向確認、外部提供の同意取得
- ③連携する民間事業者への情報提供、相互情報共有

2 民間事業者との連携

(1) 連携事業者の選定

所有者等からの同意を取得するに当たっては、情報の提供先を明示し、情報がどこにどのように提供されるのかを理解してもらう必要があります。また、それらの情報を具体的に示すことで同意が得られやすくなることが考えられます。

このことから、情報の外部提供に取り組む際には、まず情報を提供する民間事業者を選定する必要があります。

現在想定している情報の活用は、空き家の売却や賃貸であることから、情報を提供する民間事業者は、次のすべてに該当する者とします。

ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者で、湧別町及び近隣市町に事業所を有していること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同項第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でない者及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 連携事業者との協定

選定した民間事業者とは、情報提供及び空き家対策に関する協定を締結し、町ホームページ等で事業者名、住所等を公開します。

協定には、最低限次の項目を定め、必要に報じて項目を追加するものとします。

- ア 協定の目的
- イ 役割、連携事項
- ウ 提供する情報の内容
- エ 情報の受け渡し方法
- オ 情報の相互共有

カ 個人情報の取り扱い

キ 協定期間

協定における町の役割としては、①空き家情報の収集、②所有者等の同意取得、③事業者への情報提供が想定され、事業者の役割としては、①情報の活用、②空き家の流通、③情報の共有が想定されます。

具体的な町の役割については、本マニュアルに沿って行われる空き家の調査や空き家の特定、公簿等を利用した所有者等の確認や所有者等の特定、情報の外部提供に係る同意取り付け、事業者への情報提供が考えられます。

一方、事業者における具体的な役割は、町から提供された情報を活用し所有者等に接触することや、賃貸や売買の仲介を行うこと、仲介を行った物件の情報を町や他の事業所と共有することなどが考えられます。

また、事業者から所有者等への接触の方法や、所有者等からの苦情等があった場合の対応など、具体的な運用について、事業者と事前に取り決めておく必要があります。

3 空き家の調査・特定、所有者等の特定

(1) 調査の流れ

空き家の特定や所有者の特定に係る業務の流れは大まかに次のとおりになります。

- ①公募等による空き家候補の把握
- ②現地確認による所在、現況の確認
- ③所有者等の確認及び特定

(2) 同意取得候補の把握

情報の外部提供に当たって、同意を取得する相手を把握するための取り組みとして、まず、空き家の所在や現況を調査する必要があります。調査の対象区域は、町内全域とし、対象建物は、一般的に流通が見込める居住用建物とします。店舗や倉庫などの建物は調査の対象とはしません。

なお、具体的な空き家及び所有者の特定作業については、すでに保有している空き家情報を活用する、あるいは平成 29 年から実施している「建物の所有者等アンケート調査」における対象者を把握するための実態調査と合わせて実施するなど、効率的な方法で行うことが望ましいです。

以下、参考にアンケート調査における実態調査の手順を示します。

1. 水道の閉栓情報及び使用実績による空き家候補の把握

空き家候補を把握する方法としては、電気、ガス、水道などのライフラインの使

用状況を確認することが近道であり、中でも同じ行政庁内で情報の収集が可能である「水道」の使用状況を調査することが最も容易であると考えられます。

調査の対象は、①任意の期間内に閉栓された給水装置の設置場所及び②閉栓はされていないものの一定期間使用実績がない給水装置の設置場所の情報について、水道担当課へ提供を依頼します。

なお、閉栓情報については、例年実施している実態調査において「前々年の10月1日から前年の9月30日まで」に閉栓された情報の提供を依頼していることから、調査対象期間に漏れがないよう留意してください。

また、提供された情報の中には、すでに空き家と把握しているものや、調査の対象とならないものが含まれていることが想定されますので、保有している情報などから、必要な情報を精査する必要があります。

2. 固定資産税情報による空き家・所有者等の情報把握

水道情報によって把握した空き家候補の存在や所有者等の情報を確認するため、固定資産税情報を利用します。

ここでは、空き家候補ごとに①建物の所在及び存在の有無の確認、②建物の所有者等の氏名、住所、電話番号の照会を行います。また、すでに保有している空き家の所有者等情報の変更なども合わせて照会することも可能ですが、照会件数が多いほど、税担当者の負担が大きくなります。住民の異動情報については、住民基本台帳での確認が有効ですので、町民である所有者等の異動の有無を住民窓口で照会し、異動があったものについて、改めて固定資産税情報の照会を行うなど、情報の確認に当たっては照会する情報を必要最小限とし、担当者相互の負担を軽減するよう努めることが望ましいです。

3. 現地における空き家の現況確認

現地での調査は、空き家の所在の把握と外観調査とし、空き家の目視による外観確認や外観写真の撮影を行います。調査を行う際は、空き家の老朽化により、屋根材の剥離や外壁の落下など、周辺に危険が及ぶ状況がないかなども合わせて確認することが望ましいです。

また、周辺住民に対して、所有者等の情報の聞き込み調査を行うことで新たな情報が得られる可能性があります。外観調査や聞き込み調査を行う際には、周辺の住民や通行人の不信感を抱かせないように、身分を証明するものを身に着けるなど、配慮が必要です。

なお、現地調査において、敷地内への立入りが必要な場合には、必ず地権者へその旨を伝えうえで調査を行うことが必要です。

4. 所有者等への確認

現地調査を経て空き家と推定された建物の所有者に対して、所有者及び管理者の確認を行います。

書面によるアンケートとともに、対象の建物について①所有者の住所、氏名、連絡先、②管理者の住所、氏名、連絡先、③建物の用途（居住用建物であるか）の確認を依頼します。

現地において、空き家の現況確認を行う際には、空き家である要素を確認することに加えて、利活用の可能性についても調査を行うことが望ましいです。また、調査によって得られた利活用の可能性の情報については、情報提供を受けた事業者側が物件の活用を検討するかの判断材料となり得ることから、情報提供を行う際に可能な範囲で付記することが望ましいです。

なお、外観における利活用の可能性の判定については、次の挙げる項目を参考とし、破損個所や修繕が必要な個所は写真に収め事業者に提供することも検討してください。

区分	判定項目
附属物等	①門扉、②塀、③生垣、④擁壁、⑤庭、⑥立木、附属建築物
建物（主要構造）	①基礎、②外壁、③屋根、④全体の傾き・沈下
建物	①扉、②窓・窓枠、③軒先・軒天、④破風、⑤通気口・換気口、⑥バルコニー、⑦デッキ
その他	①ゴミ・残置物、②敷地内の雑草、③汚損、④駐車スペース

4 所有者等への同意取り付け

(1) 同意取得の相手

空き家所有者情報の外部提供に関する同意を取得する相手は、基本的には公簿上の所有者となります。所有者が死亡している場合など、公簿上の所有者から同意を取得することができない場合は、相続人や管理者などから同意を取得することが考えられます。

この場合、空き家情報として保有している登記情報などによって、同意を取得した者以外の情報（同意を得ていない共有者の情報等）を取得している場合など、同意を得ていない者の情報については、外部提供情報に含めないことなどを注意する必要があります。

なお、すべての所有者等を対象に意思を確認する必要はありませんので、不要な経費や労力を極力削減するために、これまでの調査で蓄積した情報の中から、建物として流通や活用の可能性がある空き家の所有者等やその意思がある所有者等を対象とするよう検討することが望ましいです。

(2) 同意取得に当たっての情報開示

所有者等から同意を取得するに当たっては、同意取得の相手に対して、①情報の利用目的、②情報の提供先、③提供情報の内容を明らかにし、同意を取得することが必要と考えられます。なお、運用上でこれらの内容に変更が必要な場合においては、改めて同意を取得することが必要である点に留意してください。

ア 提供情報の利用目的

町から事業者提供される情報がどのような目的で利用されるかについては、所有者等が情報提供に関して賛成の意思を示すかどうかを判断する上で非常に重要な情報になります。提供される情報が“だれ”に“どのように”に利用されるのかを明確にするほか、取り組みの内容や背景などについても丁寧に説明することで、所有者等からの理解が得られやすくなると考えられます。

イ 情報の提供先

情報の提供を行う事業者については、「町との協定締結を行った事業所」などではなく、「株式会社〇〇商事」などと、具体的に記載することが望ましいです。

また、記載した事業所の所在や電話番号、ホームページアドレスなどの情報のほか、町と空き家の活用について協定関係にあることや、協定における事業者の役割などを記載することも、所有者等の安心感につながると考えられます。

ウ 提供情報の内容

事業者に対して提供される情報と同意する範囲については、所有者等に確実に伝わるよう配慮する必要があります。提供を想定する情報は次のとおりです。

(ア) 建物に関すること

- ①建物の位置、②建物の状況（外観）、③構造・間取り・設備、④修繕の要否、
- ⑤附属物（物置・車庫・庭など）、⑥築年数、⑦空き家になった時期、
- ⑧登記・権利関係（土地含む）

(イ) 所有者等に関すること

- ①氏名、②住所、③連絡先、④希望・要望

同意書には同意する範囲を分かりやすく表示するほか、すでに把握している情報については記載し、所有者等に記載してもらった箇所を少なくするなど、所有者等の負担を軽減し、同意が取得しやすくなるよう配慮することが必要です。

(3) 同意取得の方法

個人情報収集目的とは異なる用途に利用する観点からも、書面によって同意を取得することとします。また、郵送で同意書のやり取りを行う際には、所有者等に負担を負わせないよう、町で返信用封筒を用意することや郵便料を負担することが望ましいです。

5 協定締結事業者への情報提供

(1) 情報の提供方法

情報の提供は、原則電子メールを用いたデータの送信を基本とします。

(2) 情報の形式

提供するデータの形式は、事業者において改変等が容易なエクセルデータが望ましいです。

(3) 情報提供の手法

情報の提供に当たっては、町と事業者における個人情報の管理に係るリスクや情報管理の手間を軽減し、不要な個人情報の提供を避けるため、2段階で情報を提供します。

具体的な情報提供の流れは次のとおりです。

- ①同意取得ができた情報の内、個人情報が含まれない情報を町から事業者へ提供。
- ②提供を受けた情報の内、所有者等との接触を行うために必要な情報の提供について、事業者から町へ依頼。
- ③事業者からの依頼に応じ、所有者等の情報を町から提供。

①では、外部提供の同意が取得できたすべての空き家情報を事業者へ提供します。ここでいう「個人情報が含まれない情報」とは、前記3の(2)のウの(ア)に挙げている情報及び所有者等の希望や要望を想定しています。

②では、事業者側において、町から提供された情報の内、流通や需要が見込めると判断された空き家に関する所有者等の情報の提供を町へ依頼します。

③では、空き家に付随する所有者等の情報を事業者へ提供します。また、情報提供を行った事業者以外の事業者に対して、特定の事業者へ空き家の所有者情報の提供を行った旨を伝え、情報の共有を図ることが望ましいです。

6 情報の相互共有

(1) 情報共有の目的

提供された情報を活用して事業所がどのような取り組みを行ったか、その結果がどうなったかを把握するために、町と事業者間での情報共有は非常に重要です。

また、町と協定を締結した事業者が複数の場合、事業者間においても他の事業者の取り組みや結果を把握することは、不要な情報提供の依頼や所有者等への重複した接触を避けることにおいても有効であり、所有者等とのトラブル回避にもつながります。

(2) 事業者からの情報提供

事業者が提供情報を活用して所有者等に接触し、次の状態になった時には速やかに事業者から町へ情報の提供を受けることが望ましいです。

- ア 仲介の相談を開始したとき
- イ 仲介を開始したとき
- ウ 売買や賃貸契約が成立したとき
- エ 仲介を取りやめたとき

(3) 町からの情報提供

町が上記(2)の情報提供を受けた際には、必要に応じて空き家情報を整理します。また、情報提供を受けた事業者以外の事業者に対して、情報の提供を行います。

(4) 情報共有の方法

上記(2)、(3)に関する情報については、空き家番号などを用いるなど、個人情報を含まない情報のやり取りを行うことが望ましいです。

なお、情報共有の際は、町と事業者互いの負担を軽減する観点から、様式等によらず電子メールの本文に記載するなどして、連絡を取り合うことが必要になると考えられます。

(5) 住まいの情報バンクの登録

事業者が提供情報を活用して、仲介を開始したときは、仲介を開始した空き家について、湧別町住まいの情報提供制度実施要綱(平成24年告示第48号)第4条に規定する「住まいの情報バンク」の登録手続きを行うこととしてください。

登録に当たっては、仲介を開始した事業者が所有者等に代わって手続きを行うこととしますが、登録に当たっては、所有者等から登録の同意を得た上で行うよう留意してください。

本マニュアルは、既存の空き家の内、利活用の可能性がある建物について、流通を促進させるための取り組みを実施する際の手順として策定しました。

空き家流通促進のための空き家情報提供に関する協定書

湧別町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、空き家の所有者等の情報提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、各々の知識と保有する情報を活用・共有し、協力して空き家の流通と利活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家とは、湧別町内に所在する人の居住の用に供されていた建築物で、使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- （2） 所有者等とは、空き家を所有し、又は管理する者をいう。
- （3） 空き家等情報とは、空き家及び所有者等に関する情報をいう。
- （4） 外部提供情報とは、空き家及び所有者等に関する情報で、所有者等から目的外使用に関して賛成の意思が確認できたものをいう。
- （5） 仲介とは、不動産取引で、売主又は貸主と買主又は借主の間に立ち両者の取引を仲立ちすることをいう。

（甲の役割）

第3条 甲は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- （1） 空き家等情報の収集
- （2） 空き家等情報の目的外利用に関する所有者等の意思の確認
- （3） 外部提供情報の乙への提供
- （4） 甲乙間での情報共有に関する調整

（乙の役割）

第4条 乙は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- （1） 外部提供情報を活用した所有者等への接触
- （2） 外部提供情報を活用した仲介
- （3） 所有者等の希望及び要望に係る相談対応

（甲が提供する情報）

第5条 甲は、次の各号に掲げる情報を乙に提供するものとする。

- （1） 空き家に関する情報

参考ひな形1

- ア 建物の位置
 - イ 建物の状況（外観）写真
 - ウ 建物の構造、間取り及び設備
 - エ 建物の修繕の要否
 - オ 建物の附属物の有無
 - カ 建物の築年数
 - キ 空き家になった時期
 - ク 建物及び土地の権利関係
 - (2) 所有者等に関する情報
 - ア 氏名
 - イ 住所
 - ウ 連絡先
 - エ 希望・要望
- 2 前項第2号ア、イ及びエの情報については、必要の都度、乙の求めに応じて甲が提供するものとする。

(情報の受け渡し)

第6条 前条に定めによる情報の受け渡しは、電子メールを用い、Excel形式のデータの送信により行うものとする。

(情報の相互共有)

- 第7条 乙において、外部提供情報を活用し所有者等に接触した場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の情報を甲へ提供しなければならない。
- (1) 仲介を前提とした相談対応を行ったとき
 - (2) 仲介を開始したとき
 - (3) 売買や賃貸契約が成立したとき
 - (4) 仲介を取りやめたとき
- 2 甲が前項に定める情報の提供を受けたときは、他の協定締結者に対して、その旨の情報を速やかに提供しなければならない。
- 3 乙は、前1項第2項に該当するときには、当該空き家について、所有者等の同意を得た上で湧別町住まいの情報提供制度実施要綱（平成24年告示第48号）第4条に規定する手続きを行わなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日からこの協定の締結の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、期間満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

参考ひな形1

2 この協定の有効期間中でこの協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申し出を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 乙は、甲から提供された情報により知り得た個人情報を取り扱う場合については、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。

2 前条に定める個人情報の取り扱いについては、協定の期間が満了し、若しくは協定を解除した後においても同様とする。

(協定の解除)

第10条 甲若しくは乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議の上、協定を解除することができるものとする。

2 前項にかかわらず、乙に不誠実な行為や社会的信用失墜行為など、この協定の目的遂行に当たって障害となる事象が生じた場合は、甲は書面による通告をもってこの協定を解除することができる。

(協定の変更)

第11条 この協定に定める事項について変更の必要が生じたとき、又は定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上、協定書の変更を行うことができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地 318 番地
湧別町長 印

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(定義)

第1条 個人情報とは、外部提供情報のうち、個人の情報であつて、かつ、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう（以下、「個人情報」という。）。乙は甲から提供を受けた個人情報の取扱に関して、この特記事項（以下、「本特記事項」という。）に従い取扱うものとする。

(秘密の保持)

第2条 乙は、個人情報について、この協定に定める目的遂行に必要な範囲内で取り扱うものとし、利用目的の範囲を超えてみだりに他人に知らせ、又不当な目的や目的外に利用してはならない。

(個人情報に関する安全管理体制)

第3条 乙は、個人情報の保護のための組織的、技術的な安全管理体制を整え、これを維持しなければならない。

2 乙は、第三者からのアクセスが不能な区域において、個人情報を保管しなければならない。

(個人情報の複製及び複写)

第4条 乙は、この協定の目的遂行に必要な範囲を超えて個人情報を複製又は複写してはならない。

(個人情報の返還及び廃棄)

第5条 乙は、協定の有効期間が満了したときは、甲の指示に従い、甲から提供を受けた個人情報及びその複製物もしくは複写物の全てについて、甲の指示に従い甲に返還し又は廃棄しなければならない。ただし、個人情報を電子データで受領した場合等、返還又は廃棄に適さない場合は、この限りではない。

(個人情報に関する教育)

第6条 乙は、個人情報を取り扱う乙の従業員に対し、本特記事項に定める事項を十分に説明し、個人情報保護に関する教育を施し、これを担保するための策を講じなければならない。

参考ひな形1

(事故発生時の報告)

第7条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん及び不正利用等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第8条 乙又は乙の従事者の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(協定解除)

第9条 個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの協定を解除することができる。

参考ひな形2

空き家流通促進のための情報活用に係る
空き家情報の外部提供に関する同意書

1. 同意者情報欄 (同意される方の情報を記入してください。)			
住所	〒		
フリガナ		電話番号	
氏名		F A X	
Eメールアドレス			

2. 空き家等情報欄 (可能な範囲で建物の情報を記入してください。)			
建物の所在地	湧別町		
建築年	昭和・平成	年	
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造		
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居室__部屋	<input type="checkbox"/> リビング <input type="checkbox"/> 台所
	2階	<input type="checkbox"/> 居室__部屋	<input type="checkbox"/> リビング <input type="checkbox"/> 台所
	地下	<input type="checkbox"/> 居室__部屋	<input type="checkbox"/> リビング <input type="checkbox"/> 台所
設備等	<input type="checkbox"/> 水洗トイレ <input type="checkbox"/> ユニットバス <input type="checkbox"/> 下水道接続 <input type="checkbox"/> 給湯用ボイラー <input type="checkbox"/> システムキッチン <input type="checkbox"/> IHコンロ <input type="checkbox"/> 床暖房 <input type="checkbox"/> パネルヒーター <input type="checkbox"/> オール電化 <input type="checkbox"/> 太陽光発電システム		
建物内部の修繕の要否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 (修繕必要箇所: _____)		
空き家になった時期	平成・令和	年	月頃
希望・要望	<p style="text-align: right;">※売買や賃貸などの希望や要望があれば記入してください。</p>		

3. 権利関係等情報 (空き家と同意者(本書を記入されている方)の関係をお答えください。)			
権利関係	建物	<input type="checkbox"/> 登記簿上の所有者 <input type="checkbox"/> 法定相続人 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他()	
	土地	<input type="checkbox"/> 登記簿上の所有者 <input type="checkbox"/> 法定相続人 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他()	
現在お持ちになっている書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(登記簿) <input type="checkbox"/> 権利書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> その他()		

湧別町長 様

上記の情報について、湧別町と「空き家流通促進のための空き家情報提供に関する協定」を締結している事業者に対し、提供を行うことに同意します。

令和 年 月 日

同意者氏名 _____ 印